

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例

(通称：県産材利用促進条例) について

1 条例制定の背景

- 木材、特に、県産材の利用を進めることは、地域経済の活性化、脱炭素化などに寄与するものであるが、近年、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業、木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にある。
- 県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、地域内経済循環の活性化とともに、脱炭素社会の実現に向け、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、住民の代表である県議会の総意により条例を制定した。

2 条例の特徴

- 基本理念として、川上（森林所有者、林業事業者）から、川中（木材産業事業者）、川下（建築関係事業者、土木関係事業者等）までの木材の流通に関わる産業全体を対象とした持続可能な振興について規定
- 県は、公共建築物・公共土木施設の整備等に当たり、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、市町村等が整備する公共建築物・公共土木施設における県産材の利用を促進するために支援を講ずることを規定
- 県産材の安定供給を促進するため、県は、製材その他の木材の加工・木材の流通に係る体制の整備への支援を講ずることを規定
- 脱炭素社会の実現に向けて、建築物において県産材の利用を促進するための脱炭素化に配慮した支援や、カーボンクレジットの活用をはじめとする県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組の推進について規定

3 条例の概要

目 的 (第1条)

この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条）

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共建築物をいう。
- (4) 土木施設 河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
- (5) 公共土木施設 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
- (6) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (7) 林業事業者 森林施業の事業を行う者をいう。
- (8) 木材産業事業者 製材その他の木材の加工又は木材の流通の事業を行う者をいう。
- (9) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (10) 土木関係事業者 土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (11) その他事業者 林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

基本理念（第3条）

県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の流通における川上から川中、川下までの林業、木材産業等を持続可能な産業として振興すること。
- (2) 地域の豊かな森林資源を有効活用する取組を通じて、多様な産業の発展を図るとともに、県産材の需要を喚起し、地域内の経済循環を活性化すること。
- (3) 森林資源の循環利用により、二酸化炭素の吸収及び固定化を通じた脱炭素化のための取組を効果的に推進すること。

責務・役割

対象者	内 容
県（第4条）	・ 県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
市町村との連携等（第5条）	・ 県は、県産材の利用の促進に関する施策を円滑に進めるため、市町村との緊密な連携に努める。 ・ 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。
県民（第6条）	・ 県産材の利用の意義について理解を深めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
森林所有者（第7条）	・ 森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
林業事業者（第8条）	・ 森林の整備及び保全、県産材の安定供給並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
木材産業事業者（第9条）	・ 県産材の有効利用、安定供給及び品質確保、新しい技術の開発及び導入並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
建築関係事業者（第10条）	・ 県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
土木関係事業者（第11条）	・ 県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、土木技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
その他事業者（第12条）	・ 県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

基本方針（第13条）

知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならない。

基本的な方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産材の利用の促進に関する方針
- (2) 県産材の利用の促進に関する施策

基本的施策

項目	内容
県による県産材の 率先利用 (第 14 条)	・ 県は、県が整備する公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。
建築物における 県産材の利用の 促進 (第 15 条)	・ 県は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用を促進するために支援その他の必要な施策を講ずる。 ・ 県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援その他の必要な施策を講ずる。
建築物以外におけ る県産材の利用の 促進 (第 16 条)	・ 県は、建築物以外における県産材の利用を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずる。 (1) 市町村、一部事務組合及び広域連合が整備する公共土木施設における県産材の利用の促進に関すること。 (2) 県産材製品の利用の促進に関すること。 (3) 県産材の木質バイオマスとしての利用の促進に関すること。 ・ 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用の促進のために必要な施策を講ずる。
県産材の安定供給 の促進 (第 17 条)	・ 県は、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者等による森林資源の循環利用に向けた取組の促進、木材の加工及び木材の流通に係る体制の整備への支援その他の必要な施策を講ずる。
県産材及び県産材 製品の産地づくり 及び販路拡大 (第 18 条)	・ 県は、県産材及び県産材製品について、地域の特色を活かした産地づくりに努めるとともに、大都市圏における流通及び利用の促進その他の販路拡大のために必要な施策を講ずる。

基本的施策（続き）

項目	内容
県産材の利用による脱炭素化に向けた取組の推進 (第 19 条)	・ 県は、カーボンプレジットの活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進するとともに、当該取組の普及のために必要な施策を講ずる。
研究開発等 (第 20 条)	・ 県は、県産材の利用を促進するため、林業及び木材産業に関わる新しい技術の研究開発、導入及び情報の収集に努めるとともに、その成果の普及のために必要な施策を講ずる。
人材の確保及び育成 (第 21 条)	・ 県は、県産材の利用に関する助言及び支援を行うことができる専門人材その他の県産材の利用の促進に関わる人材の確保及び育成のために必要な施策を講ずる。
普及啓発 (第 22 条)	・ 県は、子どもたちをはじめ、広く県民の県産材の利用に対する理解を深めるため、木育の推進、普及啓発等必要な施策を講ずる。
木材以外の林産物の利用の促進 (第 23 条)	・ 県は、木材以外の林産物（食用に供されるものを除く。）の利用を促進するために必要な施策を講ずる。

その他

項目	内容
財政上の措置 (第 24 条)	・ 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
施策の実施状況の報告及び公表 (第 25 条)	・ 知事は、毎年、県が講じた県産材の利用の促進に関する施策の実施状況並びに当該施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。